

長野市緑を豊かにする計画の改定について

令和8年6月
都市整備部公園緑地課

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

1 長野市緑を豊かにする計画とは

- 都市緑地法第4条の規定に基づく「緑の基本計画」として、本市が策定するもの
- 本市の緑に関する総合的な計画として、緑地の保全や都市公園の整備、公有地や民有地の緑化の推進など、緑全般についての将来像とそれを実現するための施策を計画的に推進するための指針

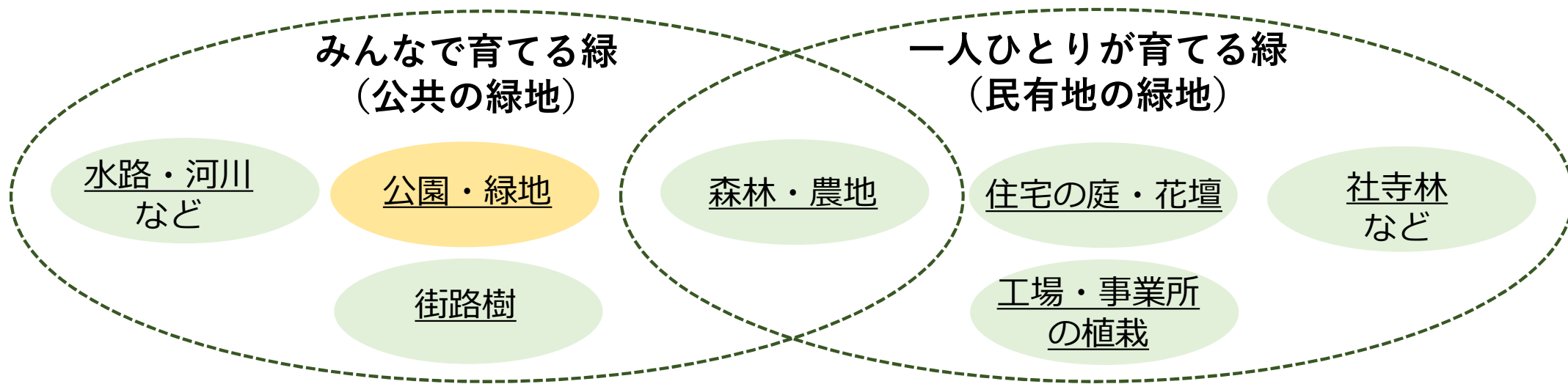
2 計画改定の目的とこれまでの改定経過

計画名／年度	H12	H18	H19	H28	H29	R8	R9	R18
長野市総合計画	第三次		第四次		第五次		第六次	
長野市都市計画マスター プラン	17年間				20年間			
	策定（H12）		改定（H19）		改定（H29）		改定（R9）	
長野市緑を豊かにする計画	19年間				18年間			
	策定（H12）			改定（H21）			改定（R10）	

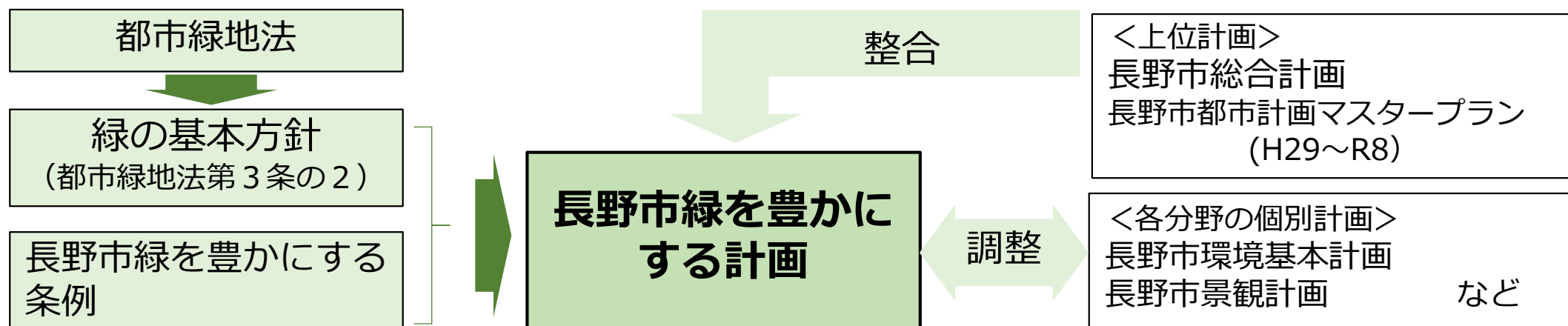
- 平成12年の策定から2度の改定を経て、概ね10年が経過した。
- 「長野市総合計画」及び「長野市都市計画マスタープラン」の改定年次が令和9年であることや、令和6年12月に示された国の「緑の基本方針」の公表を踏まえ、改定を行うもの
- 目標年次は上記計画の目標年次である令和18年とする。

3 計画で対象とする緑

3



4 計画の位置づけ



- 本計画は、市全体の最上位計画である長野市総合計画や長野市都市計画マスタープランのほか、環境に関する基本計画等を踏まえ策定する個別の計画のひとつとして位置付ける。

緑の将来像と基本方針

心
か
よ
う
美
し
い
緑
の
ま
ち

な
が
の

基本方針 1 緑豊かなまちを創ります
(緑の創出)

- 1-1 公園緑地の整備
- 1-2 公園緑地の管理運営

都市公園法

- 1-3 民有地・公有施設の緑化
- 1-4 緑のネットワークの整備
- 1-5 緑化重点地域の指定

基本方針 2 受け継がれてきた緑を守ります
(緑の保全)

- 2-1 歴史や文化的環境の保全と活用
- 2-2 貴重な自然の保全と活用
- 2-3 森林の保全と活用
- 2-4 農地の保全と活用
- 2-5 水辺・河川の保全と活用

基本方針 3 緑と親しむ文化や人を育みます
(緑育の推進)

- 3-1 緑化意識の啓発と緑の普及
- 3-2 緑の人材育成と支援
- 3-3 緑を支えるしくみづくり

重点的な取り組み

- (1) 公園の再生、見直し
 - ・都市公園の再編、リニューアル
 - ・都市計画決定された都市公園の見直し
- (2) 公園の維持管理
 - ・都市公園の維持管理
- (3) 民間活力による緑の創出の推進
 - ・民間活力の導入
- (4) 緑育の推進、情報発信
 - ・市民との協働の一層の推進

指標・目標

- 1. 市民1人あたりの都市公園面積
7.68㎡(H30)→10㎡(R8)
- 2. 緑被率

都市計画区域内	58%(H29)→58%(R8)
市街化区域内	19%(H29)→19%(R8)
- 3. 緑に関わる愛護活動やボランティア活動に係る市民の割合
20%(H29)→30%(R8)

平成31年4月に現計画を策定後、概ね10年が経過

社会情勢の変化

- 少子高齢化
- 労働力の不足
- 地球温暖化の加速
- 気象災害の増加
- デジタル技術の進化

など

【改定の主な視点】

社会資本としての緑の位置づけを明確化する

- ① 公園・街路樹の適正かつ持続可能な管理
- ② 公園魅力アップに向けた利活用の促進、情報発信の強化
- ③ 緑化・緑育に係る意識の醸成、拡大

国・県などの動向と個別計画との整合

国

- ✓ 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針 策定（R6）
- ✓ グリーンインフラ推進戦略2023（R4）

県

- ✓ 信州まちなかグリーンインフラ推進計画 改正（R8公表）

市

- ✓ 長野市総合計画 改定（R9公表）
- ✓ 長野市都市計画マスタープラン 改定（R9公表）
- ✓ 長野市環境基本計画 改定（R9公表）

- ✓ 社会情勢の変化等に対応するため、「長野市緑を豊かにする条例」に基づく附属機関「長野市緑を豊かにする委員会」に諮問し、令和10年4月改定を目指す。

6

[illegible]